

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（仮称）の概要

人工知能関連技術（仮称）の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与するため、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための施策に関し、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部（仮称）を設置する。

1 骨子

（1）基本理念

人工知能関連技術（人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理し、情報を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。以下同じ。）の研究開発及び活用の推進は、次の事項を旨として行うものとすることを規定する。

- ①我が国において人工知能関連技術を研究開発する能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させること。
- ②人工知能関連技術の基礎的な研究開発から経済社会における活用に至る各段階の関係者による取組を総合的かつ計画的に推進すること。
- ③人工知能関連技術の研究開発及び活用の方法の透明性及び適正性を確保すること。
- ④人工知能関連技術の研究開発及び活用を国際的協調の下に進めるとともに、我が国が国際協力において主導的な役割を果たすこと。

（2）国等の責務等

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する国、地方公共団体、人工知能関連技術の研究開発を行う機関、人工知能関連技術を事業活動に活用しようとする事業者及び国民の責務並びに関係者の連携の強化等を規定する。

（3）施策の基本となる事項

- ①人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的施策として、研究開発の推進、研究開発施設等の整備、透明性及び適正性の確保、必要な人材の養成等、教育の振興、調査研究の実施並びに国際協力の推進等を規定する。
- ②政府は、（1）の基本理念にのっとり、①の基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画を定めることとする。

（4）人工知能戦略本部

- ①内閣に、内閣総理大臣を本部長とする人工知能戦略本部を置く。
- ②人工知能戦略本部の所掌事務として、（3）②の計画の案の作成及び実施の推進その他人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する事務等を規定する。

（5）内閣府設置法の一部改正（附則関係）

内閣府の所掌事務として、人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務等を規定する。

2 留意事項

- （1）施行期日 公布の日から施行。ただし、（3）②、（4）及び（5）は公布の日から起算して3月以内に政令で定める日から施行。
- （2）非予算関連法案である。
- （3）閣議決定希望時期 令和7年2月下旬

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案 新旧対照表
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三 （略）

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新

現 行

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～三 （略）

十三 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策に関する事項

十四 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

十五 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

十六 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項

十六の二 健康・医療に関する先端的研究開発及び新

産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項

十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第二号）第二条に規定するものをいう。第三項

第七号の八の二において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八の三十六（略）

（略）

3 2

前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六の二（略）

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・

イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事項。

産業創出（健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第一条に規定するものをいう。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十六の三 医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算、人材その他の資源の配分の方針に関する事項

十七 宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

（新設）

十七の二 人工知能関連技術（人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（令和七年法律第二号）第二条に規定するものをいう。第三項

第七号の八の二において同じ。）の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項

十八の三十六（略）

（略）

3 2

前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六の二（略）

七 科学技術・イノベーション基本計画（科学技術・

イノベーション基本法第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関する事項。

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四～七の八 （略）

七の八の二 人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する施策の推進に関する事務に関すること。

七の九 （略）

八～六十三 （略）

（科学技術・イノベーション推進事務局）

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで及び第十七号の二並びに第三項第七号から第七号の三まで、第七号の八の二及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2～4 （略）

七の二 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

七の二の二 特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成二十八年法律第四十三号）第三条第一項に規定する特定国立研究開発法人による研究開発等を促進するための基本的な方針の策定及び推進に関すること。

七の三 研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の促進を図るための環境の総合的な整備に関する施策の推進に関すること。

七の四～七の八 （略）

（新設）

七の九 （略）

八～六十三 （略）

（科学技術・イノベーション推進事務局）

第四十条の四 科学技術・イノベーション推進事務局は、第四条第一項第十三号から第十六号まで並びに第三項第七号から第七号の三まで及び第四十六号に掲げる事務をつかさどる。

2～4 （略）

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

二段表

条文案イメージ

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案

参照条文

目次

- 第一章 総則（第一条—第十条）
第二章 基本的施策（第十一条—第十七条）
第三章 人工知能基本計画（第十八条）

第四章 人工知能戦略本部（第十九条—第二十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、人工知能関連技術が我が国の国民生活及び経済活動の発展の基盤となる技術であることには鑑み、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のための施策に関し、基本理念並びに人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画の策定その他の施策の基本となる事項を定めるとともに、人工知能戦略本部を設置することにより、デジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）及び科学

健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十
八号）

参照条文

目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
第二章 基本的施策（第十条—第十六条）
第三章 健康・医療戦略（第十七条）
第四章 医療分野の研究開発の推進（第十八条—第十
九条）

第五章 健康・医療戦略推進本部（第二十条—第二十
九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会（以下「健康長寿社会」という。）を形成するためには、先端的な科学技術を用いた医療、革新的な医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第二百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第四項に規定する医療機器又は同条第九項に規定する再生医療等製品をいう。第十三条第一項にお

技術・イノベーション基本法（平成七年法律第二百三十号）その他の関連法律と相まって、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、「人工知能関連技術」とは、人工的な方法により人間の認知、推論及び判断に係る知的な能力を代替する機能を実現するために必要な技術並びに入力された情報を当該技術を利用して処理

いて同じ。）を用いた医療その他の世界最高水準の技術を用いた医療（以下「世界最高水準の医療」という。）の提供に資する医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及並びに健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及び活性化並びにそれらの環境の整備（以下「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出」という。）を図るとともに、それを通じた我が国経済の成長を図ることが重要となつてることに鑑み、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、基本理念、国等の責務、その推進を図るための基本的施策その他基本となる事項について定めるとともに、政府が講すべき健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「健康・医療戦略」という。）の作成及び健康・医療戦略推進本部の設置その他の健康・医療戦略の推進に必要な事項について定めることにより、健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

し、情報を出力する機能を実現するための情報処理システムに関する技術をいう。

(基本理念)

第三条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、デジタル社会形成基本法第二章に定める基本理念及び科学技術・イノベーション基本法第三条に定める科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針のほか、この条に定める基本理念に基づいて行うものとする。

- 2 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人工知能関連技術が、その効果的かつ適正な活用によって行政事務及び民間の事業活動の飛躍的な効率化及び高度化並びに新産業の創出をもたらすものとして我が国の国民生活及び経済活動の基盤となる技術であるとともに、我が国の安全保障の観点からも重要な技術であることに鑑み、我が国において人工知能関連技術を研究開発する能力を保持するとともに、人工知能関連技術に関する産業の国際競争力を向上させることを旨として、行うものとする。
- 3 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進は、人

(基本理念)

第二条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化により、世界最高水準の医療の提供に資するとともに、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進その他の活性化により、海外における医療の質の向上にも寄与しつつ、我が国経済の成長に資するものとなることを旨として、行われなければならない。

工知能関連技術の基礎的な研究開発から経済社会における活用に至る各段階の関係者による取組が相互に密接な関連を有することに鑑み、これらの取組を総合的かつ計画的に推進することを旨として、行うものとする。

4 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、不当な目的又は不適切な方法により行われた場合には国民の権利又は利益を侵害するおそれがあることに鑑み、その推進に当たっては、研究開発及び活用の方法の透明性及び適正性の確保を旨とするものとする。

5 人工知能関連技術の研究開発及び活用は、我が国及び国際社会の平和と健全な発展に寄与するものとなるよう、国際的な協調の下に進めるることを旨とし、我が国が人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力において主導的な役割を果たすものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、行政事務の効率化及び高度化を図るため、国の行政機関における人工知能関連技術の積極的な活用を進めるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に關し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした主旨的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 大学、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人、人工知能関連技術を活用した情報処理システムを開発する民間の事業者その他の人工知能関連技術の研究開発を行う機関（以下「研究開発機関」という。）は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及びその成果の普及並びに専門的かつ幅広い知識を有する人材の育成に積極的に努めるとともに、第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策及び前条の規定に基づき国が実施する施策に協力しなければならない。

2 研究開発機関は、人工知能関連技術の研究開発を行うに當たっては、人文科学及び自然科学に関する多様な分野の知見を総合的に活用することが必要であることに鑑み、学際的又は総合的な研究開発に努めなければならない。

(研究機関の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に關し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の特性を生かした主旨的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 大学、研究開発法人（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第九項に規定する研究開発法人をいう。）その他の研究機関（以下単に「研究機関」という。）は、基本理念にのつとり、医療分野の研究開発及びその成果の普及並びに人材の育成に積極的に努めなければならない。

2 研究機関は、医療分野の研究開発を行うに當たっては、先端的、学際的又は総合的な研究に努めなければならない。

(医療機関の責務)

第六条 医療機関は、基本理念にのつとり、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(人工知能関連技術を事業活動に活用しようとする事業者の責務)

第七条 人工知能関連技術を事業活動に活用しようとする事業者（第九条、第十四条及び第十五条において「活用事業者」という。）は、基本理念にのつとり、自ら人工知能関連技術の活用により事業活動の効率化及び高度化並びに新産業の創出に努めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者の責務)

第七条 健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を行う事業者（次条、第十二条及び第十六条において単に「事業者」という。）は、基本理念にのつとり、自ら研究開発に努めるとともに、第三条の規定に基づき国が実施する施策及び第四条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、基本理念にのつとり、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に対する理解と関心を深めるとともに、第四条の規定に基づき国が実施する施策及び第五条の規定に基づき地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

【参考】気候変動適応法（平成三十年法律第五十号）

(国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(連携の強化)

第九条 国は、国、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第十条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十一条 国は、人工知能関連技術に関する基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進、研究開発機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

2

国は、前項の施策を講ずるに当たっては、基礎的な研究開発における革新的な成果が経済社会における急速な活用の拡大につながるという人工知能関連技術の

(連携の強化)

第八条 国は、国、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者が相互に連携を図りながら協力することにより、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出の効果的な実施が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 基本的施策

(研究開発の推進)

第十条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化を図るため、医療分野の研究開発に關し、基礎的な研究開発の推進、研究機関における研究開発の成果の移転のための体制の整備、研究開発の成果に係る情報の提供その他の施策を講ずるものとする。

特性に鑑み、基礎的な研究開発の振興に配慮しなければならない。

(研究開発施設等の整備)

第十二条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に当たつて必要となる大規模な情報処理、情報通信、電磁的記録の保管等に係る施設及び設備並びにデータセット（特定の目的をもつて収集した情報の集合物をいう。）その他の知的基盤（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第二十四条の四に規定する知的基盤をいう。以下この条において同じ。）を研究開発機関その他の事業者が広く利用できるようにするため、これらの施設及び設備並びに知的基盤の整備及び共用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(透明性及び適正性の確保)

第十三条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用の透明性及び適正性を確保するため、国際的な規範の趣旨に即した指針の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の環境の整備)

第十二条 国は、世界最高水準の医療の提供に必要な医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われるよう、研究機関における医療分野の研究開発及び臨床研究において中核的な役割を担う医療機関における臨床研究の環境の整備その他の施策を講ずるものとする。

(研究開発の公正かつ適正な実施の確保)

第十二条 国は、研究機関、医療機関又は事業者が、医療分野の研究開発を行うに当たつては、法令及び研究開発に関する行政指導指針（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第八号ニの行政指導指針をいう。）を遵守し、生命倫理への配慮及び個人情報の適切な管理を行うよう、医療分野の研究開発の公正かつ適正な実施の確保に必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発成果の実用化のための審査体制の整備等）

第十三条 国は、医療分野の研究開発の成果である新たな医薬品等の実用化が迅速かつ安全に図られるよう、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条、第二十三条の二の五又は第二十三条の二十五の規定による医薬品等の承認のための審査その他の医薬品等の実用化のために必要な手続の迅速かつ的確な実施を可能とする審査体制の整備その他の施策を講ずるものとする。

（新産業の創出及び海外展開の促進）

国は、医療分野の研究開発の成果の実用化に際し、その品質、有効性及び安全性を科学的知見に基づき適正かつ迅速に予測、評価及び判断することに関する科学の振興に必要な体制の整備、人材の確保、養成及び資質の向上その他の施策を講ずるものとする。

第十四条 国は、健康長寿社会の形成に資する新たな産業活動の活性化を図るため、医療分野の研究開発の成果の企業化の促進その他の新たな産業活動の創出及びその海外における展開の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十四条 国は、人工知能関連技術に関する基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研

(人材の確保等)

第十六条 国は、地方公共団体、研究機関、医療機関及び事業者と緊密な連携協力を図りながら、健康・医療

究開発の実施及びその成果を活用した事業活動の展開のために、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する専門的知識を有する多様な分野の人才が必要であることに鑑み、地方公共団体、研究開発機関及び活用事業者と緊密な連携協力を図りながら、必要な人材の確保、養成及び資質の向上を図るための施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民及び活用事業者が広く人工知能関連技術の研究開発及び活用に対する関心と理解を深めるよう、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(教育の振興等)

第十五条 国は、国民が広く健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に対する関心と理解を深めるよう、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

第十六条 国は、国内外の人工知能関連技術の研究開発及び活用の動向に関する情報の収集、人工知能関連技術の活用に関する国民の権利又は利益の侵害に係る事案の分析及び対策の検討その他の人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に資する調査及び研究を行い、その結果に基づいて、事業者及び国民に対する指導、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国際協力)

第十七条 国は、人工知能関連技術の研究開発及び活用に関する国際協力を進めるとともに、国際的な規範の策定に積極的に参画するものとする。

第三章 人工知能基本計画

第十八条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画（以下「人工知能基本計画」という。）を定めるものとする。

2 人工知能基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

第三章 健康・医療戦略

第十七条 政府は、基本理念にのつとり、前章に定める基本的施策を踏まえ、健康・医療戦略を定めるものとする。

2 健康・医療戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一・二 (略)

【参考】 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十一号）

第二十三条 (略)

2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進のために政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に關し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- | | | |
|---|---------------------------------------|--|
| 二 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針 | 二 知的財産の創造、保護及び活用に關し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策 | 三 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に關し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策 |
|---|---------------------------------------|--|

三 前二号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、人工知能戦略本部の作成した人工知能基本計画の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、人工知能基本計画を公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、人工知能基本計画の変更について準用する。

※ 健康・医療戦略推進法においては、同法と同時に設立された国立研究開発法人日本医療研究開発機構の役割を定めるために、国の施策の方針を示した戦略と別に医療分野研究開発推進計画を定めることとしているが、本法律案は、これに相当する事情がないため、基本計画のみを規定する。

四 前各号に定めるもののほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、健康・医療戦略推進本部の作成した健康・医療戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、健康・医療戦略を公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、健康・医療戦略の変更について準用する。

第四章 医療分野の研究開発の推進

(医療分野研究開発推進計画)

第十八条 健康・医療戦略推進本部は、政府が講ずべき医療分野の研究開発並びにその環境の整備及び成果の普及に関する施策（以下「医療分野研究開発等施策」という。）の集中的かつ計画的な推進を図るため、健康・医療戦略に即して、医療分野研究開発等施策の推進に関する計画（以下この条、次条及び第二十一条第二号において「医療分野研究開発推進計画」という。）を作成するものとする。

2 医療分野研究開発推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

-
- 一 医療分野研究開発等施策についての基本的な方針
 - 二 集中的かつ計画的に講すべき医療分野研究開発等
 - 三 前二号に掲げるもののほか、医療分野研究開発等施策を集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

施策

3 前項第二号の医療分野研究開発等施策については、当該医療分野研究開発等施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4 健康・医療戦略推進本部は、第一項の規定により医療分野研究開発推進計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 健康・医療戦略推進本部は、医療分野の研究開発を取り巻く状況の変化を勘案し、及び医療分野研究開発等施策の効果に関する評価を踏まえ、医療分野研究開発推進計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第四項の規定は、医療分野研究開発推進計画の変更について準用する。

(国立研究開発法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)

第十九条 医療分野研究開発推進計画は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構が、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並び

に研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。

第四章 人工知能戦略本部

第五章 健康・医療戦略推進本部

(設置)

第十九条 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、人工知能戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

【参考】 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）

(設置)

第二十四条 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

【参考】 知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）

(所掌事務)

第二十六条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人工知能基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、人工知能関連技術の研

究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十一条 本部は、人工知能戦略本部長、人工知能戦略副本部長及び人工知能戦略本部員をもつて組織する。

第二十二条 本部は、健康・医療戦略推進本部長、健康・医療戦略推進副本部長及び健康・医療戦略推進本部員をもつて組織する。

(人工知能戦略本部長)

第二十二条 本部の長は、人工知能戦略本部長（次項、次条第二項及び第二十四条第二項において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(人工知能戦略副本部長)

第二十三条 本部に、人工知能戦略副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び人工知能戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、人工知能関連技術の研究開発及び活用の総合的かつ計画的な推進に関する内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(組織)

第二十三条 本部は、健康・医療戦略推進本部長（次項、次条第二項及び第二十五条第二項において「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

(健康・医療戦略推進本部長)

第二十四条 本部に、健康・医療戦略推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、健康・医療戦略に関する内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

(健康・医療戦略推進副本部長)

第二十五条 本部に、健康・医療戦略推進副本部長（次項及び次条第二項において「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び健康・医療戦略担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、健康・医療戦略に関する内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもつて充てる。

(人工知能戦略本部員)

第二十四条 本部に、人工知能戦略本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(健康・医療戦略推進本部員)

第二十五条 本部に、健康・医療戦略推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもつて充てる。

(資料の提出その他の協力)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第二十六条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(事務)

第二十七条 本部に関する事務は、内閣府において処理する。

(主任の大臣)

第二十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(主任の大臣)

第二十八条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案（仮称）

御指摘事項とその対応について

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局

令和6年12月6日

二段表関係

- 第1条中、「研究開発及び活用に関する基本的な計画」を「研究開発及び活用の推進に関する基本的な計画」と修正すべき。
→ 御指摘のとおり修正。これに伴い同条及び下三分の一枠囲い中、「研究開発及び活用に関する施策」を「研究開発及び活用の推進に関する施策」と修正（第18条第2項第3号及び第19条の規定ぶりも参照）。
- 第6条第2項中、「総合する」とあるが、見慣れない表現なので修正すべき。
→ 御指摘を踏まえ、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第3条第6項の規定ぶりを参考に、「総合的に活用する」と修正。
●科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）
(科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針)
第三条 (略)
2～5 (略)
6 科学技術・イノベーション創出の振興に当たっては、あらゆる分野の科学技術に関する知見を総合的に活用して、次に掲げる課題その他の社会の諸課題への的確な対応が図られるよう留意されなければならない。
一～三 (略)
- 第16条中、「事業者、国民」は、「事業者及び国民」と修正すべき。
→ 御指摘のとおり修正。

下三分の一関係

- 1 (1) の冒頭2行は不要。「人工知能関連技術」の定義を挿入すべき。「次の事項に基づいて行う旨を規定する」を「次の事項を旨として行うものとすることを規定する」と修正すべき。
→ 御指摘のとおり修正。「人工知能関連技術」の定義に関しては、第2条の規定ぶりを引用し記載。
- 1 (3) の①と②を入れ替えるべき。
新①中、「研究開発及び活用に関する透明性及び適正性」の「研究開発及び活用に関する」は不要。

新②の冒頭に、「政府は、(1)の基本理念にのっとり、①の基本的施策を踏まえ、人工知能関連技術の…」と追記すべき（下線部）。

→ 御指摘のとおり修正。

○ 1 (4) ②の所掌事務は全て書き下すべき。

→ 第20条第2号の規定ぶりを引用し、「等」を「その他人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関する」と修正。

内閣府設置法の一部改正関係

○ 第4条第1項第17号の2の用語の引用部分について、同条中の規定ぶりの並びを踏まえて、改めて確認すべき。

→ 上記確認の結果、内閣府設置法第4条においては、すべて「規定するものをいう」という規定ぶりであったため、原案どおりとした。

直近の内閣提出法案でも「規定するものをいう」と規定した例

●孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）

附 則

（内閣府設置法の一部改正）

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の二号を加える。

三十五 孤独・孤立対策（孤独・孤立対策推進法（令和五年法律第四十五号）第一条に規定するものをいう。第三項第二十七号の五において同じ。）の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の三の次に次の二号を加える。

二十七の四 孤独・孤立対策重点計画（孤独・孤立対策推進法第八条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する事項。

（略）